

令和8年度 まちづくり活動助成 申請の手引き

1 趣旨

目黒区が進めるまちづくりの一層の推進を図ることを目的として、区民が自主的に行うまちづくりに役立つ公益的な活動に対して助成金を交付します。

2 対象活動

(1) 団体育成助成

助成申請時点で設立して1年以上5年未満で、地域コミュニティの形成・発展に取り組み、その活動に広く地域住民が参加できる団体が行う次の助成の対象となる活動で、活動の実施を通して地域の活性化や地域課題の解決に取り組むなど、地域コミュニティの形成につながるもの。

(2) コミュニティ形成助成

設立しておおむね10年を経過し、自立して活動しており、その活動に広く地域住民が参加できる団体(過去に助成を受けた団体も可)で、次の助成の対象となる活動を通して、地域の活性化や地域課題の解決に取り組むなど、より一層の地域コミュニティの形成・発展が期待できるもの。

* これまでの活動の中に新しい取り組みを加えた内容が対象となります。

助成の対象となる活動

目黒区基本計画における基本目標の達成につながるまちづくり活動を行う団体で、次の(1)から(5)の活動の実施を通して地域の活性化や地域課題の解決に取り組むことにより、住民同士の支え合い・助け合いの基盤となる地域コミュニティの形成・発展につながるもの。

- (1) 学び合い成長し合えるまちづくりの活動
- (2) 人が集い活力あふれるまちづくりの活動
- (3) 健康で自分らしく暮らせるまちづくりの活動
- (4) 快適で暮らしやすい持続可能なまちづくりの活動
- (5) 安全で安心して暮らせるまちづくりの活動

助成の対象となる活動においては、感染症予防対策の徹底をお願いします。

※ 次のような活動は対象になりません。

- 目黒区や他の公共的団体等から補助金や助成金をうけている活動
- 活動経費の負担能力がある団体が行っている活動
- 営利を目的とする活動や営利を目的とする団体が行う活動
- 政治性・宗教性のある活動や政治団体・宗教団体が行う活動
- 会員や仲間だけといった参加者を限定したり、地域への貢献や活性化につながらない趣味やスポーツ等のサークル活動

3 助成対象期間

令和8年4月から令和9年3月に行うまちづくり活動。

【 団体育成助成 】は初年度の助成金交付決定を起点とし5ヵ年度、【 コミュニティ形成助成 】は3ヵ年度(連続または5年以内のうちに3回まで)にわたって助成を受けることができます。なお、助成年数により助成金額が異なりますが、活動の内容や規模が縮小していると判断される、助成金に依存し活動の自立性が認められない場合は審査時に助成を不可とする場合があります。申請ならびに審査は年度ごとに必要です。

4 申し込みができる団体

- (1)活動拠点が目黒区内にあり、活動の半分以上が目黒区内で行われる団体。
- (2)団体の代表者が目黒区民であり、構成員の半数以上が区内在住、在勤、在学の者であること。
- (3)原則として、同一の世帯に属さない者が5人以上で構成されていること。

5 助成対象経費

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1)会場使用料 (会議室使用料、イベント等の道具運搬のための車両使用料)(2)助成対象団体の会員以外の指導員・講師謝礼(1人1時間につき1万2千円まで)(3)備品費 (申請した活動に最小限必要なもの)
※事務用パソコン、プリンタ、タブレット端末、スマートフォン、デジタルカメラ等は審査の上、助成を可とする場合は取得金額の50%を限度に助成対象経費とします。(4)消耗品費 (文具、材料費、ポスター・チラシ・PR 誌の印刷経費ほか)(5)活動のPRに必要な横断幕、のぼり旗等の購入費(6)調理をとまなう事業における食材料費(7)その他必要と認める経費
(行事保険、ホームページ開設経費、ウェブ会議システム導入経費など) |
|---|

※ つぎのような経費は対象となりません。

- 交際費(慶弔費を含む)
- 飲食費(会議や打ち合わせなども含む)
- 用途目的が決定していない経費(雑費、予備費等)
- 人件費(日当、報酬、手当、旅費等)
- 物品等の購入に伴うポイントの付与や利用が判明した場合、当該ポイント分を助成金充当額から除外します。

ポイントが付与されるポイントカードやキャッシュレス決済等を利用する場合は、購入した物品等のポイント付与数及び当該ポイントの円換算が明確になる手段を使用してください。万一、ポイントの付与や円換算の算出が不明確な決済手段を使用した場合、助成金充当額から購入に伴う経費の1%を除外します。

6 申請金額

対象活動における助成金額の区分		申請金額(限度額)
団体育成助成 及び コミュニティ形成助成	助成対象経費のうち「まちづくり活動助成金交付申請書」の添付書類の(3)予算書で申請した助成金充当額の合計金額	◎団体育成助成 初年度 20万円 2～3年目 各10万円 4～5年目 各5万円
		◎コミュニティ形成助成 初年度 20万円 2年目(2回目) 10万円 3年目(3回目) 5万円

◎団体育成助成については、初年度の助成金交付決定を起点とし、初年度は20万円、2年目から3年目は10万円、4年目から5年目は5万円を助成金額の上限とする。

(例:初年度申請し、助成金交付決定。2年目は、未申請または、申請却下。3年目は、助成金交付決定。4年目は、未申請または、申請却下。5年目は、助成金交付決定。この場合の助成金額の上限額は次のとおりです。

助成金額:初年度20万円、2年目0円、3年目10万円、4年目0円、5年目5万円(最終))

◎団体育成助成で最長5年、コミュニティ形成助成で最長3年(3回)の助成が受けられますが、助成年数により助成金額が異なります。この期間で、団体および活動の自立を図ってください。

7 審査と交付決定

(1) 審査

①新規で申請する団体

(過去に助成金が交付されていて連続しないで申請する団体も含む)

「2 対象活動(1)の団体育成助成、同(2)のコミュニティ形成助成」を新規で申請する団体は、提出していただいた申請書等の内容を令和8年3月3日(火)開催の「まちづくり活動助成審査会」で対面にて説明していただきます。

②連続して申請する団体

提出していただいた申請書等の内容を令和8年3月3日(火)開催の「まちづくり活動助成審査会」で審査します(原則書類審査のみ)。 なお、令和7年度の活動実績等により、上記①の新規で申請する団体と同様に、「まちづくり活動助成審査会」に出席し、申請書等の内容を対面にて説明していただく場合があります。

(2) 交付決定

「まちづくり活動助成審査会」で、助成の可否を審査し、その報告を受けて区が交付決定し、「交付決定通知書」または「交付申請却下通知書」をお送りします。団体育成助成、コミュニティ形成助成を連続して申請する団体は、令和7年度の活動実績をふまえ、交付の可否を決定します。(交付決定の場合は、すみやかに助成金を交付します。)

なお、活動の内容や全体の申し込み件数によっては、助成金交付に条件を付けたり、減額または交付しない場合があります。

8 助成金を受けた団体の責務

交付決定を受けた団体は、助成金の交付目的、交付決定の内容に従って活動してください。助成金を助成対象経費以外の他の用途に流用することはできません。

なお、交付決定の内容に適合した活動が行われていないことが認められた場合は、区が指導を行い、改善されない場合には交付決定を取り消すことがあります。

9 活動報告

1年間の活動終了後、実績報告として、令和9年4月までに次の書類を提出していただきます。

- ①まちづくり活動助成事業実績報告書(所定の用紙)
- ②決算書(所定の用紙)
- ③領収書、帳簿等
- ④活動の写真、作成した印刷物等、活動内容や成果の分かる資料
(指導員・講師謝礼を助成対象経費とした場合は、指導員・講師が指導、講義をしていることが分かる写真、指導員・講師の名前の記載されたチラシなどをご提出ください。)



10 まちづくり活動の実績報告

活動の実績報告として提出していただいた書類を基に、「まちづくり活動助成審査会」に報告します。団体の代表者等は、「まちづくり活動助成審査会」に出席していただき、活動実績を対面に報告していただきます。

11 助成金の確定

実績報告書を審査し、適正と認められた場合は、助成金確定通知書をお送りします。確定した助成金額よりも交付した助成金が多い場合(残額が生じた場合)は、差額を返還していただきます。

12 その他

(1) 交付決定団体の公表

交付決定後、めぐろ区報、目黒区公式ウェブサイトに団体の名称、活動内容を掲載します。

また、まちづくりの推進のため、住区住民会議やその他の団体等に交付決定団体の連絡先等を代表者に確認のうえ、公表することがあります。

(2) 活動の視察

助成対象事業については、事業がどのように行われているか、区担当者が適宜調査させていただきます。

◇ 団体育成助成、コミュニティ形成助成を新規に申請する団体

(過去に助成金が交付されていて連続しないで申請する団体も含む)

《今後の予定 ～申請から実績報告まで》

令和8年
1月23日まで

申 請

窓口で、申請内容等をお聞きしながら、受付をします。

2月～4月中旬

審査・
交付決定

まちづくり活動助成審査会で、申請の内容を審査します。審査会では、団体の代表者等に申請書等の内容を説明していただきます。助成の可否は、文書でお知らせします。

4月上旬～下旬

助成金請求手続き

助成交付決定を受けた団体は、助成金請求手続きを行ってください。(郵送可)

4月下旬～5月

助成金の交付

現金又は口座振込みでお受け取りください。

令和8年4月から令和9年3月まで まちづくり活動実施期間

令和9年4月

活動報告

1年間の活動報告として、実績報告書等の書類を提出してください。

令和9年5月

活動報告の審査

提出していただいた実績報告書等を基に、「まちづくり活動助成審査会」で内容を審査します。
※審査会にて団体の代表者等に活動報告をしていただきます。

令和8年度申請分
の助成金確定

実績報告書等の内容を調査、確認し、助成金の交付金額を確定します。
確定した助成金よりも、交付した助成金が多い場合は差額を返還していただきます。

◇ 団体育成助成、コミュニティ形成助成を連続して申請する団体

《今後の予定 ～申請から実績報告まで》

令和8年
1月23日まで

申請

窓口で、申請内容等をお聞きしながら、
受付をします。

2月～4月中旬

審査・
交付決定

まちづくり活動助成審査会で、申請の内容
を審査します。(原則書類審査)
※団体の令和7年度中の活動実績により、
審査会で申請書等の内容を説明してい
ただく場合があります。
令和7年度の活動実績、8年度の申請内容
を審査し、助成の可否を文書でお知らせし
ます。

4月上旬～下旬

令和8年度 申請分の
助成金請求手続き

助成交付決定を受けた団体は、助成
金請求手続きを行ってください。(郵送
可)

4月下旬
～
5月

令和8年度 申請分の
助成金交付

現金又は口座振込みでお受け取りく
ださい。

5月

令和7年度 活動報告提出から
助成金確定までの流れ

令和7年度の活動報告

令和7年度の活動報告として、実績報告書等の書
類を提出してください。

令和7年度の活動報告の審査

提出していただいた実績報告書等を基に、団体の
代表者等に「まちづくり活動助成審査会」で内容を
説明していただきます。

令和7年度 分の
助成金確定

実績報告書等の内容を調査、確認し、助成金の
交付金額を確定します。
確定した助成金よりも交付した助成金が多い場合
は、差額を返還していただきます。

令和8年4月から令和9年3月まで まちづくり活動実施期間

◆ 令和8年度助成活動の報告～助成金確定までの流れは、5 ページの「令和8年4月から
令和9年3月まで まちづくり活動実施期間」から下に記載のものと同じです。

申請方法

1 申請期間

令和7年12月15日(月)～令和8年1月23日(金)

受付時間 8:30～16:30

※なお、土曜・日曜・祝日と年末年始の令和7年12月27日(土)から令和8年1月4日(日)までの期間を除きます。

2 提出書類

- (1) まちづくり活動助成金交付申請書(所定の用紙)
- (2) 活動計画書(所定の用紙)
- (3) 予算書(所定の用紙)
- (4) 団体の構成員名簿
- (5) 団体の規約、会則または申し合わせ事項
- (6) 前年度の決算書
- (7) 活動の様子のできる資料(会報・写真等)

3 申し込み方法

上記2の提出書類を下記へ直接お持ちください。電話でご予約のうえお越しください。書類の確認、活動内容をお聞きします。

初めて申請する場合は事前にご相談いただいたうえ、申請期限に余裕をもってお申込みください。

4 まちづくり活動助成審査会

令和8年度まちづくり活動助成申請の審査を行う「まちづくり活動助成審査会」は、令和8年3月3日(火)に開催いたします。新規で申請する団体は、審査会に出席していただき申請内容を説明していただきます。

目黒区総合庁舎1階 地域振興課区民活動支援係
(目黒区上目黒2-19-15 郵送不可)

※受付の時に活動内容についてお聞きしますので、
電話でご予約のうえ、お越しください。
申請手続きのお時間は30分程度です。

電話 5722-9871～2(直通)

* ご不明な点、申請に関するご相談など、お気軽にお問合せください。